マナーを守って正しい狩猟

＜生活安全企画課＞

11月15日から、狩猟期間に入ります。

ハンターの皆さんは､ルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心掛け、事故の防止に努めてください。

◎　昨年の猟銃等による人身事故

昨年、県内での人身事故の発生はなかったものの、全国では９件発生しました。

事故を起こした方の特徴としては、９名中６名が60歳以上の方であり、このうち５名が猟銃等の所持歴が20年以上の方となっています。

発生件数	９件
死傷者数	１３名
死　者	１名
重傷者	７名
軽傷者	５名

事故原因

暴発	６件
矢先の安全不確認	２件
その他	１件

このほか、猟銃等に係る違反が196件発生しています。

◎　ハンターの皆様へのお願い

例年、狩猟期間中に猟銃等による事故や違反が多発していますので、次のことに十分注意して事故の未然防止に努めてください。

☆　狩猟期間前に射撃練習を行い、銃の取扱いに慣れていますか。

☆　事前に狩猟区域を確認していますか。

☆　実包の装てんは、発射直前に行い、必要がないときは必ず脱包して薬室を開放していますか。

☆　識別しやすい服装を着用していますか。(安全ベストの着用)

☆　リーダーの指揮下で行動していますか。

☆　猟場の地形や仲間の位置などを含めた周囲の状況を把握、矢先の安全確認を行い発射していますか。

☆　無理な行程で疲れたり、睡眠不足などで注意力が散漫になっていませんか。

もう一度、自分の行動を見直してみましょう。

◎　レジャー等で山に入られる皆様へのお願い

県内では毎年11月15日～翌年２月15日までが狩猟期間となっています。期間中、レジャー等で山に入られる方は、銃声のする方向には近づかないようにお願いします。

※　イノシシについては、11月１日～翌年３月31日まで（11月１日～11月14日、３月16日～３月31日の期間は銃器を使用できるのは止めさしに限ります。）